

子どものウェルビーイング実現に向けた情報・コミュニケーションの課題 —デジタル化の前に考えるべきこと—

調査部 上席主任研究員 池本 美香

目 次

1. はじめに
2. 子ども・親からみた情報・コミュニケーションの課題
 - (1) 情報・コミュニケーション不足が生じている背景
 - (2) 子どもの安全
 - (3) 子どもと親の健康
 - (4) 特別なニーズのある子どもと親
3. 政府の情報・コミュニケーションの課題
 - (1) 実態把握の不足
 - (2) 情報伝達に改善余地
4. 情報・コミュニケーション不足の改善の在り方
 - (1) 情報・コミュニケーション施策の重要性の認識
 - (2) 多様性に配慮した信頼できる情報づくり
 - (3) 情報を効果的に伝える方法についての検討
 - (4) 子どもの声を代弁する独立機関の設置
5. おわりに

要 約

1. わが国は1994年に国連の「子どもの権利条約」を批准しているが、子どもの貧困、虐待、自殺、いじめ、不登校などの状況はむしろ悪化している。その背景には、情報・コミュニケーションの不足が指摘できる。すなわち、子どもと親が必要な情報を得られず適切な行動がとれない、あるいは支援が届かず問題が深刻化している。さらには、政府が子どもや親の状況を把握して効果的な対応策を現場に伝えるといったことが十分に行われていない。

現在、菅政権では、デジタル庁創設などICTの積極的活用が打ち出され、子ども・子育て分野においても、自治体の業務効率化や保育者、教員、親の事務負担軽減に向けた活用が進められつつあるが、今あるアナログ情報やコミュニケーションをデジタルに置き換えるだけでは、こうした状況の解消は覚束ない。そこで本稿では、子ども・子育て支援における情報・コミュニケーションの課題を整理し、改善策を提言する。

2. 子どもと親の情報・コミュニケーション不足の背景には、親子ともリアルな人間関係が希薄になっていること、子どものウェルビーイング実現のために必要とされる情報が増えていること、および、インターネット上に情報があふれていたとしてもアクセスが困難であったり多様化するニーズにマッチしていなかったりすることなどが指摘できる。例えば、かつてであれば祖父母、きょうだい、教師、地域社会などが重要な情報源であり、かつ、子どもや親の声の聴き手すなわち情報の受信者でもあった。だが今日、食品のアレルギー表示の不備やネット犯罪など子どもにとってのリスクはあらゆるところに潜んでおり、対処すべきことがらは膨大である。ネット上の情報は、一方的な提供に陥りやすく、真に必要とする人に届いているのかフォローアップも容易ではない。

情報・コミュニケーション不足の改善により、子どものウェルビーイングの実現がとくに期待できる分野としては、①安全、②親も含めた健康、③特別なニーズのある子どもの支援などが挙げられる。例えば、①や②については、教師や保育者から子どもが受ける性犯罪被害、子どもの自殺、10代の妊娠や中絶、親の産後うつによる自殺や児童虐待などへの対策は喫緊の課題である。③の特別なニーズのある子どもとは、貧困、障害、アレルギー、不登校、社会的養護、性的マイノリティ、外国人、被災者などである。

3. 政府の課題としては、①子どもや親の状況、および子ども・子育て支援にかかわる現場の状況についての情報収集が不足していること、②政府から子ども、親、子ども・子育て支援の現場への情報伝達が効果的でないことなどが指摘できる。①については、国連の子どもの権利委員会からも勧告を受けている。②については、子どもの事故予防、若者のメンタルヘルスなどに関する情報が国や地方自治体のホームページに掲載されてはいるものの、見つけにくく、当事者に伝わり切れていない。地域による子ども・子育て支援の格差など、政府が持つ情報が公開されていないこと、および、子ども・親の孤立や、子ども・子育て支援の現場が子どもや親に必要な情報を提供する余裕がないといった根本的な問題が検討されていないことも課題である。

4. 子ども・子育て支援における情報・コミュニケーション不足の改善に向けて、取り組むべきポイント

トは以下の4点である。

- ①わが国の子ども・子育て政策の根底には、子育ては全面的に親に責任があり、問題が生じた場合に限り事後的に政府が支援するという考え方がなお見られる。それは、保育所が、母親がやむを得ず働く場合の子どもの預かり場所であるという位置付けに顕著である。こうした考え方を改め、予防的すなわち問題の発生や深刻化を未然に防ぐ視点、そのための子ども・親への情報提供の重要性を認識すべきである。
- ②特別なニーズのある子どもと親に着目した、信頼性の高い情報提供の充実である。子ども・子育て政策に色濃く見られる発想すなわち「平均的な、多数派の」子どもと親を想定するという発想から抜け出さなければならない。その際、政府のみの手でその実現を図るのではなく、すでに多くの実績を蓄積しているNPOなど民間組織との連携が有効である。
- ③オンラインおよびリアル双方における情報伝達の一段の工夫と改善である。情報は受け手にとって見つけやすく、わかりやすくなければならない。次のような海外における取り組みを積極的に取り入れるべきである。オンラインにおいては、政府自身による平易な言葉の使用、情報提供の一元化、アプリやオンラインゲームの活用など、リアルな情報提供やコミュニケーションの場面においては、子どもや親に継続的に寄り添い、信頼関係を築きながら、相談を幅広く受け止める伴走型支援や、同じような立場にある人同士の支え合い（ピアサポート）を促す環境づくりなど、である。
- ④情報発信者としての子どもの権利尊重とそのための制度づくりである。子どもは自らの意思を発信する権利を当然持ち、そこから得られる情報こそ子ども・子育て政策の基本とならなければならない。もっとも、子どもには選挙権もないなど発信ルートは限られている。そこで、その発信を促し、手助けするための独立機関設置が不可欠である。そうした機関は、海外では「子どもオンブズマン」あるいは「子どもコミッショナー」などの呼称で普及している。

政府の進める政策も、こうしたポイントを踏まえることによってより有効なものになると期待される。

1. はじめに

わが国は1994年に国連の「子どもの権利条約」を批准しているが、子どもの貧困、虐待、自殺、いじめ、不登校などの状況はむしろ悪化しており、国連の子どもの権利委員会からも改善すべき点が多く指摘されている（大谷 [2020]）。この背景には、子どもや親が、必要な情報を与えられずに、適切な行動をとることができないことや、子どもや親が自らの状況を伝える手段が乏しく、支援につながらずに問題が深刻化していることなどが指摘できる。政府の側も、子どもや親の置かれている状況を速やかかつ正確に把握し、効果的な対策に関する情報を現場に伝えられていない現状もある。

例えば、保育施設や学校の安全性に対する不安も高まっているが、親は個々の保育施設の安全性や、教員の犯罪歴や処分歴などについて知ることができない。保育施設における重大事故の件数および発生率は年々上昇しており、文部科学省の調査では、2019年度に「わいせつ行為等」により懲戒処分等を受けた教職員は過去2番目の多さの273人と報じられている。

子どもが自分の健康を守るための情報に辿り着いていないという問題もある。10代の妊娠は約6割が中絶に至っており、生まれた子どもも出産直後に死亡する割合が高いとの報告もある。このように、世の中には情報があふれているようでありながら、子どものウェルビーイングにとって欠かせない情報が決定的に不足している、あるいは、情報があつたとしてもアクセスが困難な現状がある。子どもや親からのSOSを受け止め、必要な情報を伝えたり、支援につなぐ仕組みも十分でない。子どもの自殺の増加が懸念されており、また、産後1年未満に死亡した妊産婦の死因の1位が自殺であったことも報じられている。

菅義偉政権は、デジタル庁創設などICTの積極的活用を打ち出している。子ども・子育て分野も例外ではない。しかし、その活用内容を見ると、親、保育者、教員の事務負担軽減や自治体の業務効率化に主眼が置かれている。例えば、政府は自治体の業務効率化の観点から、児童相談所の虐待相談対応や自治体の保育所入所選考作業へのAIの活用や、親がスマホアプリで児童手当の現況届を提出できたり、予防接種の通知を受け取ったりできることを目指している。そのほか、保育者の負担軽減をねらった保育業務支援システムや午睡時の無呼吸アラームの導入、教員の負担軽減の観点から、児童生徒一人1台端末の配備による自動採点や、学校と親の連絡手段のデジタル化などを進めている。産前産後の支援へのICT活用の動きもあり、母子手帳アプリの導入（注1）や、妊娠届の電子化などに取り組む自治体も出てきている（注2）。

もっとも、こうした施策で事務負担は軽減できても、子どものウェルビーイングに必要な情報・コミュニケーション不足が解消されるわけではない。そもそもデジタル化とは、情報のやりとりを紙などからデジタルに置き換えることであり、ICT（Information and Communication Technology）は、文字通り情報やコミュニケーション（伝達、通信、意思疎通など）の技術にすぎない。まずは、子ども・子育て支援における情報・コミュニケーションの課題を整理することが必要であり、デジタル化、ICT活用はそのうえで進めるべきものであろう。

そこで本稿は、第2章、第3章それぞれで、子ども・親、政府にとって、子どものウェルビーイング実現のために必要な情報・コミュニケーションが不足している状況を確認し、そのうえで、終章である第4章でデジタル化・ICT活用を含む情報・コミュニケーション不足の改善策を提言する。

(注1) 相談、妊婦健診、乳幼児健診、小児予防接種、各種申請などができる母子手帳アプリ「母子モ」は、ビデオ通話機能、予約機能、オンライン申請等の機能も備えており、2015年3月より運用を開始し、2020年11月時点で320以上の自治体で導入されている。

(注2) 東京都品川区など。

2. 子ども・親からみた情報・コミュニケーションの課題

(1) 情報・コミュニケーション不足が生じている背景

まず、子どもや親にとって必要な情報やコミュニケーションの不足が生じている社会的背景について簡単に見ておきたい。

一つは、子ども・親の孤立化である。親は、もともと医師や教師などの専門家に加え、祖父母やきょうだい、親戚、地域の人、友人などから、様々な情報を得て子育てをしてきた。子どもも、親・教師以外に、祖父母や親戚、地域の人、さらにはきょうだいや地域の異年齢集団のなかで、様々な情報を得ていた。しかし、子どもや親を取り巻くそうした人間関係が希薄になるなかで、必要な情報が入りにくくなっている。

親もすでに同様の環境で育ってきたため、赤ちゃんを抱っこした経験がないまま親になる人も増えている(注3)。昔みられた母親の井戸端会議も、共働きの増加などにより消滅しつつある(注4)。それに代わってインターネットの情報に頼る親が増え、氾濫する情報のなかで必要な情報に辿り着けなかったり、ネットで紹介される完璧な育児やマニュアル通りの育児を目指し、現実とのギャップに苦しんだりする親も多くなっている。

もう一つは、子どものウェルビーイング実現のために子どもや親が知るべき情報が増えていることである。昔であれば、子どもの交通事故やベランダからの転落、ボタン電池の誤飲などを心配する必要はなく、インターネットによるいじめや犯罪、ゲーム障害などもなかった。アレルギーや障害など生活面での配慮を要する子どもも増えている。これらは祖父母世代からの情報のみでは対応困難である。さらに、子どもの権利条約を持ち出すまでもなく、すべての子どもが必要な情報にアクセスできること、および、親にも必要なサポートを与えることが求められている。貧困家庭の子ども、病気療養中の子ども、親と暮らせない社会的養護を受けている子どもなどにも等しく学習の機会や文化芸術活動の機会が保障されなければならない。

以下では、子どもや親にとって具体的にどのような情報・コミュニケーションが不足しているのか、それによってどのような問題が生じているのかについて掘り下げたい。

(2) 子どもの安全

第1に、子どもの安全のために必要な情報・コミュニケーションが不足しており、それにより予防可能な子どもの事故や被害が発生している状況がある。

A. 保育施設・学校等における子どもの安全

子どもにとって最も安全と思われている保育施設や学校で、子どもが被害を受けるケースが増えている。保育施設における重大事故の件数および発生率は上昇傾向にあり(池本 [2020a])、うつぶせ寝の

危険性については長年注意喚起されてきたものの、いまだに保育施設において死亡事故が発生している（注5）。前述の学校の教員による子どもの性被害のほか、ベビーシッターからの性被害も報じられている（注6）。学校における暴力行為発生率やいじめの発生率も上昇傾向にある（注7）。体罰により懲戒処分等を受けた教員の数は2019年度に550人に上っている（注8）。

こうした状況下、親が子どもにとって安全な保育所や学校を選びたいと思っても、質に関する公的な情報がないために困難である。2019年10月の幼児教育無償化を契機に、子ども・子育て支援情報公表システムが構築された。それにより、近隣にどのような保育施設があるか、インターネットの地図上で探すことができるようになった。もっとも、公表されているのは保育時間や保育者数、運営法人名、指導監査や福祉サービス第三者評価の実施状況などに限られ、指導監査や第三者評価の結果を見ることはできない。

保育士や教員は、性犯罪等で禁固以上の刑に処せられたり、懲戒免職になったりした場合に、保育士登録が取り消され、教員免許は失効し氏名を官報に掲載することが義務付けられている。しかし、取り消し漏れ（注9）や官報不掲載（注10）、被害者が訴えを起こさずに取り消し・失効に至らないケースがある。加えて、保育士登録は刑の執行を終えてから2年、教員免許は懲戒免職等では失効から3年、禁固刑では刑の執行を終えてから10年たてば復帰できる。これに対して文部科学省は、2019年度から処分歴を採用時にチェックできる全国システムの本格運用を始め、2020年9月には、処分歴を検索できる範囲を過去3年から40年に延長する方針を明らかにしているが、教員免許再取得の厳格化を目指した教職員免許改正法案の国会への提出が見送られるなど十分とはいえない（注11）。

ベビーシッターサービス利用希望者とサービス提供者のマッチングプラットフォームでは、性被害を防ぐために、利用者に見守りカメラやボイスレコーダー等の録画・録音機器の設置を推奨している（注12）。それほどお寒いのが現状である。国も、保育施設における事故や事件の予防あるいは事後検証のために、保育施設への監視カメラの設置に対して過去には補助を行っていた（注13）。しかし、補助の実施主体は自治体であり、補助を行っていない自治体もあり、この補助事業によりどの程度の保育施設にこうした機器が普及しているのかも明らかになっていない。学校の教室内などへの監視カメラの設置については、国から方針等も示されていない。

保育所や学校の安全性や子どもへの対応に親が疑問を持っても、双方とも多忙で日常的なコミュニケーションが不足している状況があるため、疑問を伝えないまま問題が深刻化しかねない状況もある（注14）。コロナ禍で参観や行事もなくなり、実態把握が一層難しくなっている。

子どもの学校での部活や地域のスポーツクラブにおける暴力的な指導やハラスメントも問題となっている（注15）が、親に子どもを守る方法に関する情報が伝えられず、子どもにも指導に疑問を持った時にどうすべきかの情報が伝えられずに、改善が進まない状況がある。

B. 事故予防・応急処置

次に、事故予防に関する情報や応急処置に関する情報が、親や子育てにかかわる人に十分行きわたっていないという問題がある。例えば、網戸やブラインドの紐が子どもの首に絡まる事故が後を絶たない。メーカーは紐をまとめるクリップをつけて販売しているものの、クリップが事故防止のためのものだと

親が知らずに使用せず、6歳児が死亡した例がある（注16）。このような日常生活の事故により救急搬送された子ども（15歳未満）の人数は東京消防庁管内だけでも年間14,795人に及んでいる（注17）。

消費者庁もホームページに「子どもを事故から守る！事故防止ポータル」を設置、主に0歳～小学校入学前の子どもの思わぬ事故を防ぐための注意点を、毎週メールで配信する「子ども安全メールFrom消費者庁」を2010年にスタートさせている。厚生労働省が定める母子健康手帳の任意様式には、この安全メール登録のQRコードも掲載されているが、登録者数は24,000人（2020年3月31日現在）と、6歳未満の子のいる一般世帯数461万世帯の0.5%にとどまる。自治体のなかには、家庭内事故を再現したセーフティハウス（モデルルーム）等での体験・見学による周知（注18）や、子育て支援にかかわる高齢者に子どもの事故予防の研修を行うなど踏み込んだ取り組み（注19）も見られるが、ごく一部に限定されている。

アレルギー事故を予防するための情報にも課題がある。食品のアレルギー表示については、国が特定原材料を定め、容器包装された加工食品について、当該特定原材料を含む旨の表示を義務付けている。ただし、その表示が誤っていたり、外食にはそもそも表示が義務付けられていない。原材料の誤表示は、消費者庁のホームページで検索すると、2020年10～12月の3カ月間だけで15件あったが、誤表示情報が親に通知される仕組みはない。表示義務のない外食では、利用者側から店への都度の確認が必要となり、店側もアレルギー表の作成や電話対応などに膨大な時間をかけている。それでも、20歳未満の食物アレルギーの子どもがいる家庭を対象とした調査では、外食で発症したことのある人が7割にのぼっている（注20）。

食物アレルギーを持つ子どもは少なくない。東京都の調査（注21）では、3歳児で食物アレルギーと診断されたことがある者が15%、これまでにショック症状が出現した者が2%となっている。誤食の際には応急処置が生死を分けることもあり、給食の誤食で小学生が死亡した東京都調布市では、自治体が病院と提携し、保育士や教員が処置に迷ったときにアレルギーホットラインに電話でき、そこで医師から指示を受けられ、必要があれば救急搬送を受け入れてくれる仕組みが2013年に導入された。しかし、この仕組みは狛江市、小平市、小金井市、西東京市などごく限られた地域でしか利用できない。

(3) 子どもと親の健康

第2に、子どもと親が身体的にも精神的にも健康であるために必要な情報・コミュニケーションが不足している状況がある。

A. 子どもの健康

国連の子どもの権利委員会より、わが国は①若年（10代）女子の妊娠中絶率が高いこと、②思春期の精神的健康に対する関心が不十分なことについて「深刻に懸念する」と警告されている。

若年女子の妊娠中絶率については、10代の中絶選択率（中絶数／（出産数＋中絶数））が約6割と、全年齢の15%と比べて高くなっている（注22）。コロナ禍で若年妊娠の相談件数が急増していることも報じられている（注23）。若年妊娠は、未婚、父親の所在不明、親との別居、地域社会との没交渉など支援が得にくい場合も多く、かつ学業の継続（注24）、健診・出産費用の負担面などで困難が伴う。全出

生数のうち母親の年齢が若年の割合は約1.3%前後で推移している一方で、虐待により死亡した子どものうち、若年妊娠のケースが2割弱と高い割合を占めている（注25）。若年妊娠の虐待死事例の45%は0歳児であり、うち半数は出生0日と、出産直後に発生するケースが多い。

こうした若年妊娠や望まない妊娠に対する相談窓口を設ける自治体も増えてはいるが、そうではない自治体も多く、民間事業者が対応している状況にある。2016年からは一般社団法人全国妊娠SOSネットワーク（全妊ネット）がホームページを開設、全国の相談窓口を紹介したり、動画なども活用し、選択肢や支援制度の解説、養子縁組の具体的なイメージ提示など、情報提供に力を入れている（注26）。文部科学省からも、生徒の妊娠の事実を学校が把握した場合に、学校が必要な情報を生徒に提供するように通知が出されている。しかし、そもそも子どもが妊娠に気づかなかつたり、誰にも言えずに時間が経ち、定期検診不受診のままの飛込出産や、医療者の関与なく一人で産む孤立出産が起こっている（注27）。

②の思春期の精神的健康については、不登校や引きこもり、自殺の増加が懸念されている。理由別長期欠席者数（1年に30日以上欠席した者）の内訳をみると、病気が約4万8,000人であるのに対して、不登校が約18万人となっている。小学生・中学生の不登校は、2013年度から2019年度にかけて7年続けて増加している（注28）。不登校の主たる要因として最も多いのは「無気力・不安」（39.9%）で、次いで「いじめを除く友人関係をめぐる問題」（15.1%）である（注29）。15～39歳の引きこもりの状態にある者（注30）の推計数は、内閣府の2015年度の調査では54.1万人となっている。

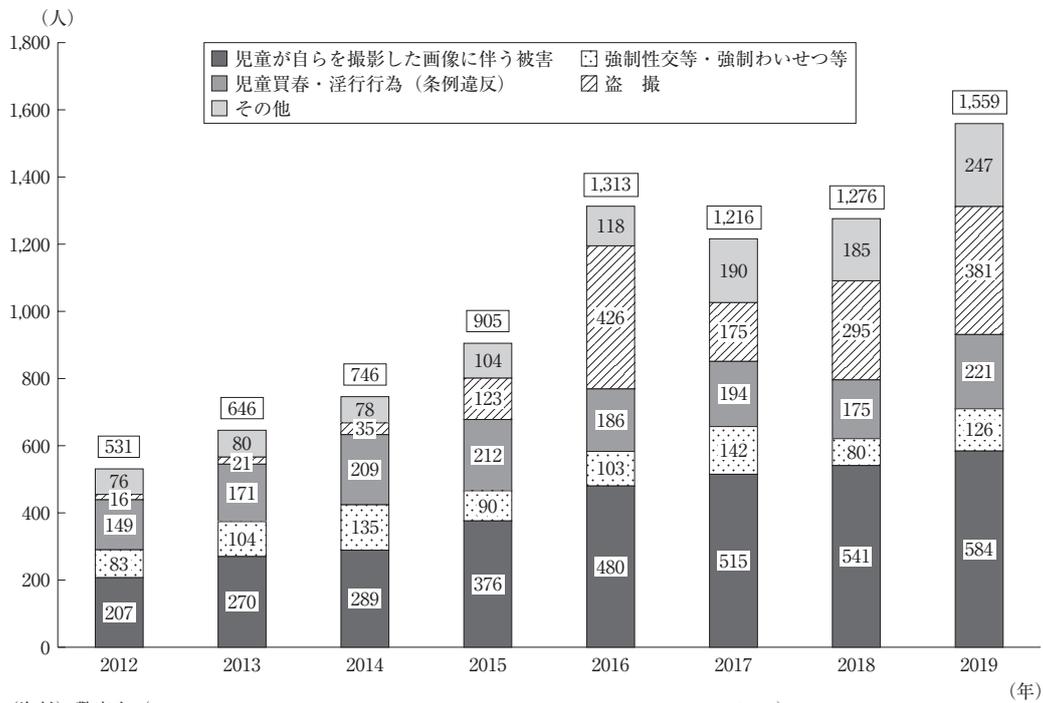
20歳未満の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺死亡者数）が上昇傾向にあることも懸念されている（注31）。とくにコロナ禍による臨時休校後の2020年6月から12月の小中学生と高校生の自殺者は324人と、前年の186人から1.7倍に増えている（注32）。一部の学校では子どもの自殺リスクを、特別なソフトを入れたタブレット端末を使って診断する試みが2019年から始まっているものの（注33）、そうした学校は少ない（注34）。

厚生労働省もホームページ上に、「こころもメンテしよう～若者を支えるメンタルヘルスサイト」（注35）を設け、心の病気の予防や相談先などの情報を子どもに提供している。ネットなどで誤った情報も氾濫するなか、厚生労働省の補助で作成された思春期の子どもの悩みや疑問に専門家が答えるパンフレット「Adolescence わからないことがここにある」（注36）もダウンロードできるようになっている。文部科学省のホームページには、保護者向けパンフレット「子供の心のケアのために」が掲載されている。しかし、いずれもその存在が子どもや親に周知されているとは言い難い。

このように、自殺予防やメンタルヘルスに関する若者への教育や情報提供が必ずしも十分ではないこともあり、ネットで知り合った人や民間サービスを頼り、被害に遭うケースも出てきている（注37）。警察庁の統計によれば、児童ポルノ事犯の被害児童数が増加傾向にあり、うちICTの進歩が影響したと思われる盗撮や子どもが自らを撮影した画像に伴う被害が増加している（図表1）。こうしたネットを通じた子どもの性被害を防ぐために、警察庁と文部科学省が共同で啓発動画やリーフレットを作成しているものの、これも子どもや親に十分に伝わっていない（注38）。

被害の増加に伴い、被害を受けた子どもの心のケアも重要な課題となっている。国連の子どもの権利委員会の勧告では、性的虐待・搾取の被害を受けた子どもに焦点を当てた質の高い統合的なケアや支援の不足、児童心理学者やその他の専門的人材の不足が指摘されている（注39）。虐待された子どもなど

(図表1) 児童ポルノ事犯被害児童数の推移 (被害態様別)



(資料) 警察庁 (http://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/uploads/kodomonoseihigair1.pdf)

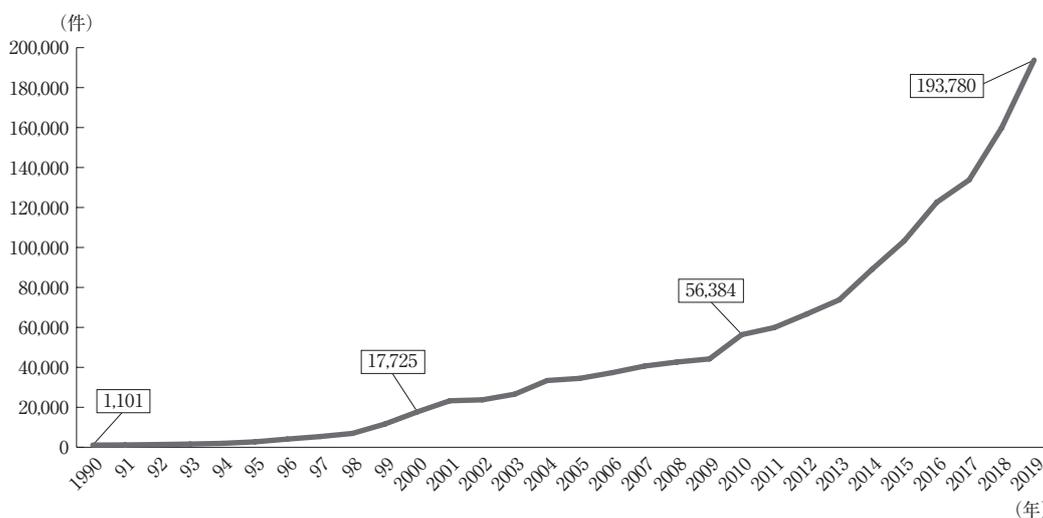
が入所する児童養護施設で、人材不足などから向精神薬の服用が広がっている実態も報告されている(注40)。厚生労働省の有識者会議からは、児童養護施設、児童相談所、市区町村など、子ども家庭福祉の分野で働く専門職の資質向上のために、新たな資格の創設を検討すべきとする報告書も出ている(注41)。

B. 親の健康

親については、産後うつによる自殺や児童虐待の増加が問題となっている。厚生労働省の調査によれば、2016年までの2年間で、産後1年までに死亡した妊産婦の死因トップは自殺で、がんや心疾患などを上回っていたことが明らかになっている(注42)。産婦人科医の団体では、10%ほどの母親が産後うつを発症するとしてこれまでも注意を呼びかけていたが、コロナ禍中の調査によれば、発症確率が四人に一人へ高まっていると一段の注意を促している(注43)。さらには、産後うつに注目が集まるが、産前にも、また男性にも生じるとされ、産前から父母ともにサポートの必要性が指摘されるようになっている(注44)。

児童虐待については、2000年11月に児童虐待防止法が施行され、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の四種類が児童虐待と定義され、学校教職員、児童福祉施設職員などに虐待の発見と通告が求められるようになった。もっとも、児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加の一途を辿っており(図表2)、職員の配置等はそれに見合う改善が進んでいない。虐待による死亡事例は年間50件を超えている(注45)。

(図表2) 児童相談所における児童虐待相談対応件数



(資料) 厚生労働省「福祉行政報告例」

こうしたうつや虐待の背景には、①悩みを聞いてもらったり、子育てのヒントをもらったり、困ったときに助けてもらったりする人間関係の乏しい孤独な親の増加と、②親が自身のメンタルヘルスや子育ての方法に関する信頼できる情報にアクセスできていないことが指摘できる。このため、2015年にスタートした子ども・子育て支援新制度では、親への情報提供や相談受付、親子の交流などを目的とした地域子育て支援拠点事業が設けられ、各自治体は子育て支援センター、子育てひろばなどの名称で拠点の整備を進めている。保育所などでも、地域や園児の親に育児に関する情報を提供したり、親同士の交流に力を入れるところもあるが、待機児童解消や長時間保育対応で余裕がなかったり、園からの情報提供や他の親との交流の機会が親にとって負担になりかねないと考え、取り組んでいない施設も多い。コロナ禍で支援拠点が閉鎖され、保育所も登園自粛となった際には、親の側からオンラインでの保護者会や親子交流会を求める声もあったが、実践されたのはごく一部に限られていた。個人情報保護の観点からクラスの連絡網も配られなくなり、共働きの増加などで保護者会やPTAなどの親の活動も敬遠される傾向にあり、親同士で情報や思いを共有する機会も減っている。

インターネットの普及により、親が情報にアクセスしやすくなっているように思われるが、氾濫する情報のなかで信頼できる必要な情報に辿り着けず、マニュアル通りにいかない育児に不安やストレスを感じたり、理想とされる完璧な子育てを目指して疲弊する親が少なくない。スマホで情報検索をしたり、育児の記録をつけることに時間を取られ、子どもと向き合う時間が減る傾向も指摘されている。インターネット上には、子育てのヒントや、親自身のメンタルヘルスに関する情報が掲載されているものの、そこに辿り着くことは容易ではない。例えば、厚生労働省のホームページには、妊娠・出産など女性の健康に関する情報提供を行う「女性の健康推進室 ヘルスケアラボ」(注46) というサイトや、体罰によらない育児を推進するためのリーフレット「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」(注47) など紹介されているが、そのことが親に知られていない。

(4) 特別なニーズのある子どもと親

第3に、特別なニーズのある少数派の子どもや親が孤立し、必要な情報へのアクセスが難しいという問題がある。これまでも周囲に同じ課題を抱える人を見つけにくい少数派の子どもや親は孤立しがちであり、そうしたなかでも自助グループをつくって情報共有したり、交流し支え合ったり、あるいはNPOが多様なニーズを察知し、当事者の気持ちに寄り添いながら、必要な情報提供や支援を行ったりしてきた。しかし、地域によっては仲間が見つからず、NPOの支援もないなど地域差があり、ボランティアの高齢化などでNPOの支援の継続が困難となるケースも出てきている。

子どもの権利条約を持ち出すまでもなく、すべての子どものウェルビーイングの実現が求められ、そうした少数派の情報・コミュニケーション不足を、ICTも活用して埋めていく必要がある。特別なニーズのある子どもは、貧困、障害、医療的ケア、発達障害、アレルギー、不登校、いじめや暴力などの被害者・加害者、社会的養護、性的マイノリティ、特異な才能を持つギフティッド、離婚や死別の経験、被災者、外国人など様々である。これらについては、必要な情報にアクセスできるようにしたり、同じ課題を持つ人をつなげて支え合いを促す取り組みが一部にみられる。

例えば、近年、子どもの貧困問題に対して、子ども食堂（注48）や教育支援活動が増え、学習支援のための全国子どもの貧困・教育支援団体協議会が2016年に発足している。学習支援は自治体直営のものもあるが、多くは民間の活動である。学習支援事業の利用者数は2016年度で2万5,000人と推定されている（注49）。もっとも、生活保護世帯の子どもの数だけでも25万人（2016年）おり、民間の側も資金や人材不足といった問題を抱えていることから、すべての親と子どもがカバーされているわけではない。

そのほか、国際障害者年（1981年）を契機に、障害のある子どもに遊びの機会を提供するとともに、親同士をつなぎ、交流や支え合いを促すことを目的として、ボランティアの運営する「おもちゃ図書館（トイライブラリー、注50）」が誕生し、いったんは全国に広がる兆しを見せた。しかし、2002年に489館あったおもちゃ図書館は、ボランティアの高齢化などで2020年には363館に減少しており、自治体との連携もあまり進んでいない。一方で、障害を持つ子どもの数は急増しており、特別支援学校（幼稚部・高等部含む）は2017年に14万人と10年前の1.3倍、特別支援学級（注51）は24万人で2.1倍、通級による指導（注52）は11万人で2.4倍と増加の一途をたどっている。

不登校児、病気療養児の学習支援も行きわたっていない。新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業期間には、同時双方向型のオンライン指導を通じた家庭学習の実施割合が5%にとどまるなか（2020年4月16日時点、注53）、熊本市などではオンライン授業を実現し、それが不登校や病気療養中の子どもの支援にも生かされている（注54、佐藤 [2020]）。しかし、学校再開後のオンライン授業を、コロナの感染不安という理由に限定する自治体もある（注55）。授業のライブ配信は、不登校、病気療養児に加え、コロナ禍の感染不安で登校できない子ども（注56）や家族の感染で登校できない子どもの教育機会の確保、その他の災害時、熱中症対策などにも役立つと考えられるが、取り組みは遅れている（注57）。

いじめの被害者・加害者の支援も不足している。文部科学省は、心理の専門家であるスクールカウンセラーなどを活用し、子どもの問題行動により効果的に対応していくことを要請しているが、小中学校の実態としては、いじめの被害者も加害者も、スクールカウンセラー等のカウンセリングを受けた割合

は2%未満にとどまる（注58）。

外国にルーツがある子どもが日本語を学ぶ機会も十分でない。日本語指導が必要な高校生等の中退・進路状況については、全高校生等と比較すると中途退学率で7.4倍、就職者における非正規就職率で9.3倍、進学も就職もしていない者の率で2.7倍高くなっている。また、進学率では全高校生等の6割程度となっており、日本語を学ぶ機会確保は子どもにとって重要な課題である（注59）。ただし、教員の加配は、日本語指導が必要な児童生徒が10名以上という条件があるため、日本語教室が開設されない学校もある。そうしたなかでも、瀬戸市では、市内の教育機会均等化の観点から、遠隔教育システムも活用して、日本語教室が開設されない学校の子どものにも、レベルにあった個別の指導計画が立てられているが（注60）、このような取り組みは限定的である。

災害時の子どもの心のケアについては、熊本地震のあと、熊本地震のあと、熊本県と熊本市の教育委員会が親向けに、子どもの心の自己回復力を高めるリーフレット（注61）を出している例があるが、コロナ禍で親が配慮すべきことについての情報は限られている。WHOのコロナ禍における親向けの資料（注62）は、日本語を含む90言語に翻訳され、2020年4月には、そのことが小児科医会のホームページで紹介されたが、親には十分に伝わらなかった。WHOの資料には、コロナ禍で子どもがオンラインで被害に遭う可能性が高まっていること（注63）や、障害のある子どもにはとくにストレスがかかること（注64）などから、別途そうした個別テーマでも親向けのアドバイスが出されていたが、それらは日本語に翻訳されていない。

（注3）2003年に兵庫県日市での乳幼児健診時に行われた調査によれば、自分の子どもが生まれるまでに、「他の小さい子どもを抱いたり、遊ばせたりした経験」が「ない」が四人に一人（26.9%）、「他の小さい子どもに食べさせたり、おむつをかえたりした経験」が「ない」が二人に一人（54.5%）であった（原田 [2008]）。

（注4）象印マホービン株式会社が、首都圏の専業主婦を対象に行った「2015現代版井戸端会議に関する調査」によれば、30年前と比べ、普段よく話をする人の数は7.8人から4.6人に減少、井戸端会議の時間は62.2分から28.1分に減少、「隣近所の人たちとの井戸端会議」は6割弱から3割強に減少している（<https://www.zojirushi.co.jp/topics/idobata2015.html>）。

（注5）朝日新聞「うつぶせ寝で女児死亡 保育施設の元経営者らに有罪判決」2020年10月22日。

（注6）東京新聞「「性犯罪歴がない証明を」シッターから5歳の娘がわいせつ被害、母親が会見で訴え」2020年7月14日。

（注7）2013年度から2019年度の変化を見ると、小・中・高等学校の暴力行為発生率は4.3から6.1に、いじめ発生率は13.4から46.5に増えている（1,000人当たり件数）。特に小学校では暴力行為が1.6から6.8、いじめが17.8から75.8へ急増している（文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」）。

（注8）前年度の578人から減少したとされるが、子どもが大けがを負う事件も報じられている（朝日新聞「教諭に蹴られて小3骨折・入院、市教委「制裁に近い」」2020年11月6日）。

（注9）日本経済新聞「保育士登録取り消し漏れ 刑事罰で愛知など」2019年6月19日。

（注10）読売新聞オンライン「免許失効教員の官報不掲載61人、うち46人がわいせつ事案」2020年12月29日。

（注11）日本経済新聞「わいせつ対策の法改正案、通常国会提出断念 文科相」2020年12月25日。

（注12）https://kidsline.me/help/center_detail/webcamera

（注13）保育所等における業務効率化推進事業。

（注14）9カ国を対象にOECDが2018年に行った調査では、保育者の一週間の仕事時間が、最も短いアイスランドの33.5時間に対して、日本は50.4時間と最も長くなっていた（NHK NEWS WEB「日本の「保育者」仕事時間が最長 OECDの9カ国調査」2020年12月8日）。OECD国際教員指導環境調査（TALIS）2018によれば、教員の週当たりの仕事時間は、参加国平均（中学校）の38.3時間に対して、わが国は小学校54.4時間、中学校56.0時間と最も長い。

（注15）2018年には、ユニセフと日本ユニセフ協会から、スポーツに関する行動指針として「子どもの権利とスポーツの原則」が作成され、スポーツの指導・練習・競技等のあらゆる過程において、身体的または精神的な暴力、過度なトレーニング、セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の撲滅が掲げられた。しかし、国際的な人権擁護団体であるヒューマン・ライツ・ウォッチは、2020年7月に公表した報告書『「数えきれないほど叩かれて」日本のスポーツにおける子どもの虐待』で、

日本のスポーツにおける子どもへの暴力がまだ無くなっていないことを指摘している。文部科学省の下に2015年に設置されたスポーツ庁の内部に、スポーツにおける子どもの虐待を把握・対応する組織化された仕組みがないことや、選手がアクセスできる通報相談窓口や救済措置が整っていないことなどを問題視しており、スポーツにおける子どもの虐待に対応する独立した行政機関として、「日本セーフスポーツ・センター」（仮称）を設置することなどが提言されている。

- (注16) 毎日新聞「網戸のひもで6歳死亡 両親、アルミ建材大手を提訴「欠陥で首に絡まり」」2020年10月27日。
- (注17) 東京消防庁「救急搬送データからみる日常生活事故の実態」(2019年)。
- (注18) https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_007/
- (注19) 福岡県「ふくおか子育てマイスター」制度（『平成30年版消費者白書』p.143）。
- (注20) <https://www.foods-ch.com/anzen/1608701447881/>
- (注21) 東京都健康安全研究センター「アレルギー疾患に関する3歳児全都調査（令和元年度）報告書」。
- (注22) 日本産婦人科医会資料（http://www.jaog.or.jp/wp/wp-content/uploads/2019/06/132_20190612.pdf）による。2017年度。
- (注23) 朝日新聞デジタル「休校中「妊娠かも」、10代の相談増」2020年6月2日など。
- (注24) 文部科学省の調査によれば、2015年4月から2017年3月までの2年度間に生徒の妊娠の事実を学校が把握した件数は2,098件となっている。そのうち、生徒又は保護者が引き続きの通学を希望していた等の事情があるにもかかわらず学校が退学を勧めた事案が32件、本人または保護者の意思に基づく自主退学が642件あった。このため、文部科学省は高等学校に対して、学業を継続するための様々な方策があり得ることについての必要な情報提供、母体に影響を与えないような対応、就労支援機関など進路に応じた情報提供を求める通知を出している（2018年3月29日「公立の高等学校における妊娠を理由とした退学等に係る実態把握の結果等を踏まえた妊娠した生徒への対応等について（通知）」）。
- (注25) 第5次報告から第14次報告までの心中を除く虐待死事例の分析（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会第14次報告「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」2018年8月）。
- (注26) <https://zenninnet-sos.org/movie>
- (注27) <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201102/k10012691621000.html>
- (注28) 日本財団の推計によれば、中学生では1週間以上休んだ者が6万人、登校はしているが保健室等において教室には入っていない者、授業に参加する時間が少なかったりする者が13万人、授業に参加しているが学校に行きたくない、辛い、嫌だと感じている者が14万人で、不登校以外に不登校傾向が33万人、生徒数の約1割いるとされている（『不登校傾向にある子どもの実態調査』2018年12月12日）。
- (注29) 文部科学省「令和元年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」。
- (注30) 「自室からほとんど出ない」、「自室からは出るが、家からは出ない」、「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」、「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」に該当する者。
- (注31) 2009年の2.4から2019年には3.1に上昇している（厚生労働省「令和2年版自殺対策白書」）。
- (注32) 文部科学省「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」令和2年度第1回配付資料3。
- (注33) <https://www.ramps.co.jp/>
- (注34) 文部科学省が2017年に実施した調査によると、「死ぬこと」や「自殺」を明示的に取り上げる自殺予防教育プログラムを保護者等との合意形成を図った上で実施した割合は、全体の約18%にとどまった（『児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について（通知）」2018年1月23日）。
- (注35) <https://www.mhlw.go.jp/kokoro/youth/>
- (注36) <https://www.kurume-u.ac.jp/site/joint/kosodate.html>
- (注37) 自殺願望のある女性を狙った犯罪（<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201215/k10012765151000.html>）やひきこもり支援業者とのトラブル（<https://digital.asahi.com/articles/ASN6H41T8N63UUPI001.html>）などがある。
- (注38) https://www.mext.go.jp/content/20210122_2-mxt_kyousei02-100003330_2.pdf
- (注39) 加えて委員会勧告では、子どもが注意欠陥・多動性障害をとまなう行動上の問題を有している旨の診断と、向精神薬による治療が増加していること（ヨミドクター「子供に向精神薬処方増」のなぜ?」2015年1月20日）も問題視しており、医療ではない代替的手段の吟味を求め、医薬品の処方ば飽くまで最後の手段であると強調している。
- (注40) 東洋経済オンライン「子どもを「薬漬け」にする児童養護施設の現実」2019年9月20日。
- (注41) NHK NEWS WEB「児童相談所など専門職 新資格検討を 児童虐待防止の有識者会議」2021年1月27日。
- (注42) 朝日新聞デジタル「妊産婦の死因、自殺がトップ 産後うつでメンタル悪化か」2018年9月5日。
- (注43) NHK WEB「産後うつ」倍増か～1人で苦しまないで」2020年10月16日。
- (注44) NHK政治マガジン「パパだっつつらいんです」2020年10月7日。
- (注45) 2018年3月には東京都目黒区で5歳の女の子が、2019年1月には千葉県野田市で小学4年の女の子が相次いで父親の暴力の末に死亡している。
- (注46) <http://w-health.jp/>
- (注47) <http://sukoyaka21.jp/ainomuchizero>
- (注48) 子どもが一人でも行ける無料または低額の食堂で、地域交流拠点と子どもの貧困対策の機能を担うもので、NPO法人全国

子ども食堂支援センター・むすびえの調査によれば、2019年には全国で3,718カ所と、前年比1.6倍に増加している。

(注49) 特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット「子どもの学習支援事業の効果的な異分野連携と事業の効果検証に関する調査研究事業」報告書（平成28年度厚生労働省社会福祉推進事業）。

(注50) 障害のある子どもとそのきょうだいが安心して遊べる場、保護者がほっとできる場として、福祉施設、児童館、保育所などで、おもちゃで遊べるほか、貸し出しも行っている。同様の活動は海外でも広がっており、国際的な組織（ITLA=International Toy Library Associations）も置かれている。

(注51) 障害の種類ごとに学校内に置かれる少人数の学級。

(注52) 大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施。

(注53) 文部科学省「新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業に関連した公立学校における学習指導等の取組状況について」。

(注54) 前年度不登校だった児童生徒で、「オンラインによる授業に入ることができた」割合が、小学校で34.4%、中学校で39.7%あったとされ、さらに学校再開後に「登校できた」割合が、小学校で41.4%、中学校で31.3%にも上った。

(注55) 読売新聞オンライン「オンライン授業はコロナ理由に限定」、福岡市教育委の通知に不登校の保護者落胆」2020年6月22日。

(注56) NHK NEWS WEB「感染不安で自主的に休んでいる小中学生 少なくとも700人以上」（2020年10月9日）によれば、政令指定都市と東京23区で、本人や家族に基礎疾患があり感染への不安が強く、学校を休んでいる小中学生が700人以上いたとされている。

(注57) 不登校児童（小・中）が最も多い東京都には、熊本市のように、不登校児に対する授業のオンライン配信が実現している市区町村は見当たらない（2020年12月現在）。

(注58) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（2019年度）による。同調査では、スクールカウンセラーの活動日数が年間35日未満の学校が、小学校で8割、中学校で5割弱を占め、総務省からも十分に活用されていないと勧告されている（「学校における専門スタッフ等の活用に関する調査＜結果に基づく勧告＞」2020年5月15日）。

(注59) 文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査結果」（2020年3月）によれば、学齢期の外国人の子どもの約20,000人が学校に通っていないとされる。さらに、公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数も2018年に5万人を超え、うち特別な日本語指導を受けている児童の割合は、外国籍で79.3%、日本国籍で74.4%となっている（文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」）。

(注60) 指導が必要な児童生徒がいる学校18校のうち、日本語教室が開設されているのは6校にとどまっていた（https://www.mext.go.jp/content/20200603-mxt_jogai02-100003178_016.pdf）。

(注61) http://www.kumamoto-kmm.ed.jp/kyouzai/kokoronosupport/k2document/document06_guardian.pdf

(注62) <https://www.covid19parenting.com/tips/jp#tips>

(注63) https://www.covid19parenting.com/assets/tip_sheets/en/7.pdf

(注64) https://www.covid19parenting.com/assets/tip_sheets/en/13.pdf

3. 政府の情報・コミュニケーションの課題

(1) 実態把握の不足

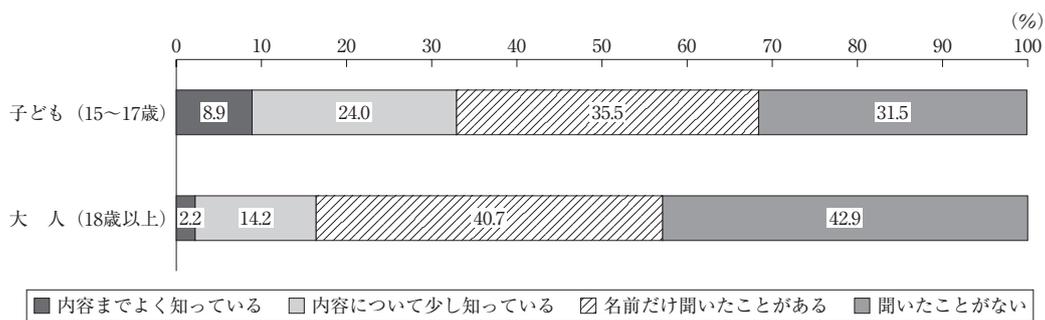
次に、政府の子ども・子育て支援に関する情報・コミュニケーションの課題について考えたい。一つは、子どもや親の状況、および子ども・子育て支援にかかわる現場の状況についての政府による情報収集が十分とはいえず、よって、当事者の立場に立った効果的な施策が検討されていないように映ることである。

国連の子どもの権利委員会は、2003年の一般的意見5号「子どもの権利条約の実施に関する一般的措置」において、条約批准国にデータの収集と分析ならびに指標の開発を求めている。わが国は、その不十分さが指摘され、改善が勧告されている。実際、コロナ禍の子どもの状況については、政府ではなく当事者自らが調査を実施し、その結果を政府に届ける動きが見られた（池本 [2020b]）。わが国でもようやくヤングケアラーに目が向けられつつあるが、イギリスでは1988年に実態調査が実施されている。その結果、慢性的な病気、障害、精神的問題などを抱える家族（親・きょうだいなど）の世話と家事を担い、勉強や友達と過ごす時間が十分に持てない子どもが発見され、そうした子どもが「ヤングケアラー」と名付けられ、支援が行われている（注65）。

これに対し、わが国の実態調査は緒についたばかりであり、2018年に埼玉県の高齢者11校を対象とした調査で、18歳未満のヤングケアラーが5.3%いたことが明らかになり、厚生労働省が2020年度中にその実態について初の全国調査を実施する予定となっている（注66）。コロナ禍で、ヤングケアラーは一段と厳しい状況に置かれていると懸念されている。学校が休校となったことで、ヤングケアラーは息抜きがなくなり、親が家庭での学習環境を整えたり、勉強を教えることもできないためである。

実態把握は、こうした調査の実施以外に、子どもや親、子ども・子育て支援の現場からの声を吸い上げる仕組みがあれば精度が高まるが、そうした当事者や現場からの声が政府に届きにくい状況がある。そもそも、子どもや親が声をあげることが当然の権利であるという認識が共有されていない（図表3）。子どもの権利条約は、次のように要請している。「意見を形成することのできるいかなる児童に対しても、年齢制限を設けることなく、その児童に影響を与えるすべての事柄について自由に意見を表明する権利を保障し、また、児童の意見が正当に重視されることを確保する」。その範囲は、家庭、学校、社会的養護や保健医療の現場、司法や行政手続、地域コミュニティに及ぶとしている。

（図表3）国連子どもの権利条約の周知度



（資料）セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン「子どもの貧困と子どもの権利に関する全国市民意識調査」
（注）調査時期は2019年8月。

2018年10月の児童館ガイドラインの改正では、「子どもが意見を述べる場の提供」について明確に記載されたが、学校等の分野では子どもの意見の尊重が重要視されているとはいえない。熊本市教育委員会の調査では、校則の見直しに児童生徒がかかわっていると答えたのは、中学校こそ51.2%であったが、小学校では2.2%、高校では0%だった（注67）。子どもの声を聞くべき親や教員が、多忙でゆっくり話を聞く余裕がなかったり、子どもからの幅広い相談に対応する児童相談所も、現在は深刻な虐待への対応に忙殺され、子どもの声を丁寧に聞き取り、適切な支援につなぐことができていない状況も指摘されている（山脇 [2016]、慎 [2017]）。国連の子どもの権利委員会はわが国に対して、自己に関わるあらゆる事柄について自由に意見を表明する子どもの権利（12条）が尊重されていないことを「依然として深刻に懸念する」と勧告している。

子ども・子育て支援の現場と政府のコミュニケーションも不十分である。例えば、保育士不足解消のために国は保育業務支援システムを導入する保育施設への補助を開始したものの、現場ではその使い方がわからず、使い方がわかる若手に一層の負担がかかるなどの問題も生じていたが、そうした現場の実

態を調査したり、現場の声を聞いて政策を見直す動きが見られない。子ども・子育て支援新制度がスタートしたときも、現場の状況について国は調査を行わず、認定こども園の団体が自らの負担で調査を実施して政府に届けていた（注68）。保育施設のほか、学校、自治体、NPOなど、子ども・子育て支援に取り組む現場で様々な問題が生じているが、政府がその現状を把握する動きは弱く、現場が困り果てて声を上げない限り、改善されない。

(2) 情報伝達に改善余地

もう一つの課題は、政府から子どもや親、子ども・子育て支援の現場への情報伝達が効果的でないことである。

第1に、前述の通り、子どものメンタルヘルスや子どもとの接し方、事故予防の情報など、情報が必要な人に届いていない。政府から保育現場への情報伝達についても、そもそもわが国の保育制度は、施設類型が複雑で、基準や補助水準も異なり、厚生労働省、文部科学省、内閣府の3府省が所管している。3府省からの通知が都道府県、市町村を經由して現場に伝えられ、現場が情報を見落としとして補助が受けられなかったり、複雑な制度や膨大な通知を理解し対応することに現場の時間が取られている。

第2に、政府が持つ情報のうち非公開になっているものが少なくないことである。例えば、保育者の犯罪歴や処分歴を採用者が確認できることは、子どものウェルビーイング実現に重要と考えられるが、実現していない（池本 [2020a]）。子ども・子育て支援については、国が自治体に補助金を出して実施を促すケースが多いため、自治体間で取り組みの格差が大きいことも問題となっているが、国は自治体間格差の公表に消極的である。例えば、保育施設の重大事故がどの地域で多く発生しているのか、認可外保育施設で指導監督基準を満たしていない割合がどの地域で高いのかなどのデータは公表されていない。国は自治体からの報告をもとに全国集計しているため、地域別に集計し、公表することは可能なはずである。

第3に、ICT活用以外の情報伝達の手法が十分に考えられていないことである。前述の通り、子どもや親の情報不足の背景には、子どもや親の孤立や、保育者や教員に子どもや親の状況を把握し、必要なタイミングで情報提供する精神的・時間的余裕がないことがある。親や子どもの情報不足の改善には、労働時間の短縮、配置基準の改善、異年齢で遊べる場所、親の交流の機会、メンター制度（注69）、図書館の活用、児童心理などの専門家人材の育成など、ICT以外の方法もあわせて検討すべきである。

（注65）ヤングケアラーについては、澁谷 [2020] による。

（注66）日本経済新聞「教育現場で若年介護調査へ 厚労省、初の全国規模」2020年10月5日。

（注67）朝日新聞「校則変えたい、「自分たちの力」で 長髪を理由に教室へ入れなかった中学生ドramer」2020年11月23日。

（注68）2016年に設置者と保護者を対象に行った子ども・子育て支援新制度に関する満足度調査。

（注69）広島市では、2003年より青少年メンター制度が実施されており、ボランティアの大人と小中学生が定期的に1対1で交流する取り組みがある。

4. 情報・コミュニケーション不足の改善の在り方

(1) 情報・コミュニケーション施策の重要性の認識

子ども・子育て支援における、こうした情報やコミュニケーション不足の現状の根底には、子育ては

親に全面的に責任があり、政府の役割は親が責任を果たせず問題が生じた場合に限り、事後的に救済するという考え方があろう。保育所が、母親がやむを得ず働く際の子どもの預かり場所と位置付けられていることが典型である。しかし、これまで見てきたように、子どもや親に必要な情報が入れれば、問題の発生防止が期待できる。子どもも親も思いや悩みを話せたり、共感してもらったり、アドバイスをもらったりするコミュニケーションがあれば、深刻な問題に至らずにすむことも多い。

海外の動向をみると、子どもも親も、一人で悩みを抱えて問題が深刻化することは、子どものウェルビーイング実現の観点からも、また事後的に対応する方がコストもかかるという考え方で、予防的な支援として情報・コミュニケーションの充実にも力を入れている。例えば、スウェーデンのいじめ防止に取り組む団体（Friends）では、被害者の1割が大人になっても何らかの影響を被っているとして、いじめの経済的損失額を試算し、対策の重要性を訴えている（注70）。

わが国においても、待機児童ゼロ、幼児教育無償化といった対症療法的な支援にとどまらず、すべての子どものウェルビーイングの実現に向けて、問題の発生を予防し、問題が生じたときにもすぐに必要な支援が受けられるよう、情報・コミュニケーション施策の重要性をまずは認識する必要がある。以下では、具体的な方策について、諸外国の事例などもふまえて考察する。

(2) 多様性に配慮した信頼できる情報づくり

まず、子どもや親の置かれた多様な状況を視野に入れた、かつ、信頼性の高い情報提供である。諸外国には先進的な取り組み事例が見られ、なかでも注目されるのは、イギリス、アメリカ、韓国の周産期における情報提供である。イギリスでは、流産や胎児異常による中絶、死産、新生児の死亡などを経験した親の支援が盛んであり、主な担い手はNPO（注71）や病院（注72）である。子どもの貧困を予防するために、仕事に就いていない親に保育施設の利用を促し、保育施設が親に職業訓練などの機会を提供して、就労につなげる取り組みもある（Children's Centre）。

アメリカでは、虐待予防の観点から、経済的困難や単親世帯といったリスクの高い世帯に対して、妊娠期から生後3年間、家庭訪問による支援を行う取り組みがある（ECS: Every Child Succeeds）。訪問時、発達段階に応じた子育てのスキルを伝えるなどにより、乳児死亡率の激減、産後うつ改善などに効果があるという（福丸 [2007]）。韓国では、未婚の母を妊娠期から産後数年にわたって支えるエランウォンという民間施設に国が補助している。そこでは、学業・資格取得に関する授業料は無料となり、授業を受けている間の保育料の支援もあり、女性が自立し、仕事をしながら子育てをしていけるための支援が行われている（注73）。

そのほか、カナダのパーソナル・ヘルス・レコード（PHR）、ニュージーランドの性的マイノリティ視点、イギリスやスウェーデンのいじめ関連情報なども重要である。カナダでは、アレルギー等のパーソナル・ヘルス・レコード（PHR）を登録し、本人の意識がなくなった際にも、身に着けているアクセサリーに刻印されている電話番号とIDにより、応急措置等の方法について指示が受けられる民間のサービス（MedicAlert）があり、公立学校に通う14歳までの子どもにはそれが無料で提供されている（注74）。ニュージーランドでは、性的マイノリティの子どもとその親を支える民間団体（Rainbow YOUTH）が30年にわたって様々な情報提供を行っており、その活動に対しアーダーン首相が感謝を表

す動画メッセージが団体のホームページで紹介されている（注75）。イギリスやスウェーデンでは、いじめの被害者および加害者、さらにその親に対して、NPOがアドバイスやオンライン講座を提供している（注76）。

わが国でもこのように、どのような状況にあっても子どもや親を置き去りにすることのないように、信頼できる情報や支援にアクセスできる環境づくりが必要である。その際、当事者の状況やニーズを十分に把握し、指導的でなく共感的な支援を行う民間の活動を生かし、政府がNPOの活動を補助したり、広報するなどの連携も期待される。

（3）情報を効果的に伝える方法についての検討

次に、情報が必要な人に伝わるように、効果的な提供方法を検討することである。海外にはICTの活用も含め、様々な工夫が見られる。

第1に、情報を受け手にとって見つけやすく、わかりやすくすることで、子どもや親が情報を探したり理解したりする負担を軽減すべきである。これについては、ニュージーランドの取り組みが参考になる。まず、デジタル庁が定める基準のなかで、外国人のほか、時間のない人や読解力が十分ではない人にも情報が伝わるように、平易な言葉を使うことが推奨されている（注77）。次に、政府のホームページで親向けの情報が一元化されており、必要な情報が見つけやすい。健康面に関しては、保健省のサイトからあらゆる情報にアクセス可能である（注78）。そこでは、妊娠期から乳幼児期に限定した親向けの情報サイト（SmartStart、注79）や、子どもの健康や事故予防に関する親向けの情報サイト（KidsHealth、注80）、24時間365日対応の健康相談（HealthLine）や乳幼児期の子育て相談（PlunketLine、注81）の電話サービスが案内されている。そのほか、うつや自殺など心のケアに関する情報や、無料でカウンセリングを受けられる電話（Need to talk?、注82）など、子どもや親自身の健康に関する情報も提供されている。

学齢期の子を持つ親に対しても、親が子どもに対する学校の対応に疑問を持ったときに参照できるガイドブック（注83）が長年利用されており、親のための学校問題に特化した法律相談電話（注84）もある。コロナによる休校期間中には、政府が親向けの特設サイトを設け、子どものウェルビーイングのために親がとるべき行動について、一元的な情報提供を行った（池本 [2020b]）。休校中、国営放送で子どもと親向けの番組が毎日放送されたほか、外国人の親のために複数言語による情報提供も行われていた（注85）。インターネットの利用に伴うリスクや安全な利用方法などについての子ども・親向けの情報提供も、ICT関連事業者と政府とNPOが共同で設立した団体（Netsafe）が一元的に行っており、危険なサイトにアクセスできないように設定する方法が、学校を通じて親に通知されている（注86）。

第2に、子どものウェルビーイング実現の観点からのICTの積極的な活用である。海外では、単にホームページに資料を掲載するだけでなく、動画やオンラインゲーム、スマホアプリなど、情報の受け手や発信者の立場に立った工夫が見られ、わが国も参考にすべきである。

例えば、ニュージーランドでは、子どもの家庭での事故予防のアプリ（Whare Kahikā）があり、親が家庭内で事故が起きやすい場所をチェックし改善しやすくなっている（注87）。子どもにインターネットの安全な使い方を伝えるために、内務省のプロジェクトとして2020年12月から12～18歳の子ども向

けに、国営放送でコメディドラマが放送され、2021年には5～10歳向けの番組制作も予定されている（注88）。子どもが不安や憂うつな気持ちの対処法を自然に学べるように考えられたオンラインゲームも無償で提供されている（注89）。これは首相の若者メンタルヘルスプロジェクトの一環で、オークランド大学が開発したものである。

そのほか、フランスではコロナの休校中に、家庭で虐待を受けている子どもを救うために、子どもの虐待防止に取り組む非営利団体がゲーム事業者と協力して、オンラインゲーム（フォートナイト）のキャラクターを通じてボランティアが24時間体制で子どもの声を聞き、支援につなげる取り組みがあった（注90）。イギリスでは、いじめの被害や自殺願望など、対面では伝えにくい子どものメンタルヘルスに関する情報を、アプリを活用して学校に伝えやすくする取り組みに対して、政府も補助を行っているほか（注91）、いじめ防止の観点から学校内での監視カメラの設置も進んでいる（注92）。

ICTを積極的に活用することで、これまでは対応が難しかった少数派のニーズにも対応できる。例えば、読み書きに障害をもつ子どもも、デジタル教科書で文字の拡大などができるようになるほか、授業や試験におけるキーボード入力の利用を認めることで、進学や学習のハードルを大きく下げることが可能になる。病気療養児や不登校児が、テレプレゼンスロボットを教室の机に置いて遠隔操作することで、より主体的に授業に参加できたり、360度カメラで撮影した映像をVRゴーグルを用いて視聴することで、社会見学や実験・観察、対人トレーニングの機会を増やすこともできる（注93）。

わが国では不登校の子どもへのオンライン対応も遅れているが、ニュージーランドでは約100年前に遠隔地に住む子どものためにスタートした国立の通信制学校が、現在ではオンラインで多様なニーズの子どもに対応している。具体的には、不登校、病気、障害、スポーツ選手、10代の母親、近隣の幼児教育施設に空きがない、外国在住など、既存の学校に通うことが難しい子どもや、ギフトティッド、親の仕事で転校が多い子どもなどである（注94）。

第3に、ICT一辺倒ではなく、リアルな人間関係を通じた情報提供である。海外の取り組みを見ると、ICTを積極的に活用する一方で、人を介した情報提供やコミュニケーションも重視され、子どもや親の交流の場や長期にわたる継続的な関係づくりに向けた制度上の配慮が徹底されている。

例えば、北部ヨーロッパでは公共図書館が電子書籍貸出を進める一方で、本と職員を乗せた自動車や船などを利用して、図書館のない地域に巡回してサービスを提供する移動図書館（ブックモバイル）も充実している。これは、ICTリテラシーの低い人も情報にアクセスできるようにすることや、リアルな人の交流が大切にされているためである。

公共図書館のイメージもわが国のものとは異なる。遊びの機会に格差が生じるべきでないとの考え方から、公共図書館にはコンピューターゲームが必ず置かれているほか、縄跳び、フリスビーなどのスポーツ用品やゲームソフト、楽器などの遊び道具を貸し出すところもある（吉田 [2018]、吉田ほか [2019]）。図書館では友達と自由に話すこともでき、子どもにとって図書館が友達との交流場所や、ICTリテラシーを身に付ける場所になっている。

わが国では2020年10月1日現在の電子図書館（電子書籍貸出サービス）実施自治体数は、114自治体（全国1,718市町村の7%）にとどまっており、一層のICT活用が期待されるものの、あわせて親や子どもに人を介した情報提供や交流の場を提供していくことも期待される（注95）。

そのほか、子どもや親が孤立し、情報・コミュニケーション不足にならないようにするための制度的な工夫として、①子どもや親に継続的に寄り添い、信頼関係を築きながら、相談を幅広く受け止める伴走型支援や、②同じような立場にある人同士の支え合い（ピアサポート）を促す環境をつくることにも力を入れるべきである。

伴走型支援の先駆けがフィンランドのネウボラである。ネウボラとは、妊娠期から小学校入学前まで、担当の保健師が継続してサポートする仕組みである。妊婦健診、両親学級、子どもの予防接種や健診に加え、夫婦関係から子育ての悩みなど、トータルなサポートが受けられる仕組みで、この制度の導入により子どもの発育状態がよくなり、受診率が98%と親の支持も高い（渡辺ほか [2009]）。子どもに対する伴走型支援としては、イギリスが1989年の子ども法で、児童養護施設にいる子どもに、定期的に交流する大人をつなぐ取り組み（Independent Visitor）を自治体に求めた例がある（注96）。ピアサポートが得やすい環境づくりとしては、子どもの交流を促す遊び環境の充実（注97）、親協同保育の振興（注98）、保育施設や学校に親が集える部屋を設ける取り組み（注99）などがある。

（4）子どもの声を代弁する独立機関の設置

最後に、当事者の声や現状把握をふまえた政策改善を促すための、子どもの声を代弁する独立機関の設置である。国連の子どもの権利委員会の勧告にある通り、わが国では子どもや親の現状について、政府のデータ収集も、子どもの意見を聴く取り組みも不十分である。これに対して海外の多くの国では、国連が子どもの権利条約批准国に求めている、子どもオンブズマン、子どもコミッショナーなどと呼ばれる子どもの権利擁護のための機関が設置されている。これは、子どもの権利に関する広報に加えて、政策立案やプログラム策定のために、子どもの現状を把握するデータの収集、および子どもからの申し立てを受理、調査し、政府等に対応を求める人権監視のための独立したメカニズムである（注100）。

子どもには選挙権もなく、子どものための政策改善は後回しになりがちであり、また子どもは声を上げることも難しいため、子どもの権利を守る代弁者が必要である。例えば、イギリスの子どもコミッショナーは、デジタル化の子どもへの影響を懸念し、オンラインゲームが普及するなか、子どもの声を集めて今後の在り方について提案する報告書（注101）や、子どもの利用率が高いアプリやサイトの安全性に関する報告書（注102）などを公表している。そのほか、虐待などのリスクが高い地域はどこかなど、自治体間格差を明らかにして優先的な支援を求める報告書なども出している（注103）。ニュージーランドの子どもコミッショナーも、コロナ禍で児童養護施設の子どもの状況が把握しにくくなるなか、オンラインで子どもの声を聴く取り組みを行うなど（注104）、子どもの立場に立った活動を展開している。

こうした代弁機関の設置により、子どもの権利の観点から政策が見直され、海外では保育者や教員の犯罪歴等のチェックが義務化されたり（池本 [2020a]）、保育施設や学校の質が定期的にチェックされ、その結果がホームページで公表されるようになるなどの動きが見られる（池本 [2019]）。子どもの死亡事例のデータを収集することで、死ぬ蓋然性を少しでも減らしていこうとする「チャイルド・デス・レビュー（CDR）」と呼ばれる取り組みも広がっている（注105）。子どもを守るために、親が保育施設やスポーツクラブなどの安全性を常にチェックすべきことを周知する動きもある（注106）。

-
- (注70) 両角達平「スウェーデンのいじめを撲滅する方法 その1 いじめの経済的損失は約2380億円」(<https://tatsumarutimes.com/archives/7072>)。
- (注71) Child Bereavement UK (<https://www.childbereavementuk.org/>)
- (注72) <https://www.leedsth.nhs.uk/a-z-of-services/leeds-maternity-care/what-we-do/bereavement-support/>
- (注73) <https://happy-yurikago.net/2016/01/2562/>
- (注74) <https://www.medicalert.ca/No-Child-Without>
- (注75) <https://ry.org.nz/about-us>
- (注76) <https://www.bullying.co.uk/>、<https://friends.se/en/>など。
- (注77) “purchase”ではなく“buy”を使うことなど、具体的なガイドがあり、URLや文章を入力すると読みやすさのレベルを診断してくれるサイトもある (<https://www.digital.govt.nz/standards-and-guidance/design-and-ux/content-design-guidance/writing-style/plain-language/>)。
- (注78) <https://www.health.govt.nz/your-health/pregnancy-and-kids?mega=Your%20health&title=Pregnancy%20and%20kids>
- (注79) 子どもの段階は妊娠準備期、妊娠期、0歳、1歳、2歳、3歳、4歳、5歳、6歳に分かれ、テーマは行動、発達、教育、経済的支援、親自身のこと、子どもの健康、メンタルヘルス、職場復帰、栄養、安全と多岐にわたっており、環境に配慮した子育てや離婚に関する情報なども提供されている (<https://smartstart.services.govt.nz/>)。
- (注80) <https://www.kidshealth.org.nz/>
- (注81) <https://www.plunket.org.nz/plunket/what-we-offer/plunketline/>
- (注82) <https://www.health.govt.nz/news-media/news-items/need-talk-free-phone-or-text-1737>
- (注83) Schools and the Right to Discipline: A Guide for Parents and Caregiversには、苦情をどこに伝えるか、苦情を伝える際の手紙のひな型まで示されている。現在はホームページでの情報提供も行っている (<http://www.wcl.org.nz/publication/problems-at-school/>)。
- (注84) The Student Rights Service (<http://www.wcl.org.nz/our-services/the-student-rights-service/>)
- (注85) <https://www.education.govt.nz/covid-19/distance-learning/>
- (注86) 村田佳奈子「ニュージーランド子育て・教育便り 第22回 子どものサイバーセーフティ」2020年11月20日 (<https://www.blog.crn.or.jp/>)。
- (注87) <https://www.kidshealth.org.nz/app-help-you-make-your-home-safe-tamariki>
- (注88) <https://www.keepitrealonline.govt.nz/about-us/#what-is-keep-it-real-online>
- (注89) <https://www.sparx.org.nz/home>
- (注90) <https://www.vogue.co.jp/change/article/lenfant-bleu>
- (注91) <https://www.gov.uk/government/news/thousands-more-children-to-benefit-from-anti-bullying-app>
- (注92) 9割の学校で設置されているとされる (<https://www.afpbb.com/articles/-/2901673>)。韓国では保育の質低下に対して、政府が園内に監視カメラの設置を義務付けたという(春木 [2020])。
- (注93) 朝日新聞「闘病中の小1女兒、教室に分身ロボット みんなと遊べた」2018年11月13日、滝川国芳「病弱教育におけるICT活用」独立行政法人教職員支援機構校内研修シリーズNo.78 (2020年3月25日掲載)、発達障害支援施設向けVRサービスemou (<https://emou.jp/>) など。
- (注94) 1922年に100人の遠隔地の子どもを対象にスタートし、当時は手書きの手紙を郵送する方法だったが、1931年にラジオ放送を開始、1934年には小中学生1,800人、教員45人に拡大した。1948年のポリオの流行期には、学校が閉鎖となったため、この通信学校がラジオ放送とともに全国の学校を支援した。1976年には障害がある、近くに施設がないなどの理由で乳幼児も利用できるようになり、2011年のカンタベリー大地震の際には、オンライン教育でサポートを行った。現在では、乳幼児から成人教育、特別支援教育にも対応しており、約27,000人が在籍、担当がメールや電話、ビデオ電話、訪問など様々な方法で、その子どもに合った学習を提供している。1986年には運営が教育省から学校理事会に移された (<https://www.tekura.school.nz/>)。
- (注95) わが国でも島根県の出雲市で、島まるごと図書館構想として、保育所や学校の図書館も地域の図書館と位置付け、さらに個人の自宅も図書館として活用するなどして、情報へのアクセスや人の交流を促す取り組みがある。
- (注96) The National Independent Visitor Data Report 2019
- (注97) イギリスでは道遊びや自然のなかでの遊び、障害のある子どもの遊び場など、遊び環境の充実に向け国が計画を策定している (Department for Children, Schools and Families, *The Play Strategy*, 2008)。
- (注98) カナダやニュージーランドなどでは、親が協働で運営する保育施設が長い歴史を持ち、国の認可も受けているが、これは協働で運営することを通じて、親が子育ての仲間を得ることができ、子育てに必要な知識や技術を身に付けやすいことが評価されているためである (池本 [2014])。
- (注99) オランダでは、親がコーヒーを飲みながら子どもの話ができるペアレントルームのある学校や保育施設がある (<https://www.glolea.com/ambassador/reina-sekihara/preschool-program-netherlands.html>)。
- (注100) わが国でも民間レベルでは、子どもの現状を把握し改善を訴える研究や提言がなされているが、政府がこれらに耳を傾けているとは言い難い。例えば、国連で児童憲章が制定された翌年の1952年に設立された「日本子どもを守る会」は、1955年に

は『子どものしあわせ』と題する月刊誌を創刊し、1964年からは子どもの現状について毎年「子ども白書」を刊行している。初代会長には『原爆の子』の編集・発行に携わった、世界的に有名な教育学者である長田新氏、2代目会長には教育評論家の羽仁説子氏、3代目会長には教育学者の太田堯氏など、半世紀以上にわたって子どもの立場に立った活動が続けられている。そのほか、子どもの成育環境に対する問題意識から、学問の領域を超えて研究者や実践者が集い、研究・提言・実践することを目的として、2004年にこども環境学会が設立されている。日本学術会議でも、13年にわたって子どもの成育環境分科会が様々な提言を出しているが、2007年に出した対外報告が読まれているのか、関連する11省庁112課に調査したところ、有効回答は8課のみで、その全回答が「はじめて知った」で、「読んだことがある」「知っていた」はゼロであった。2020年9月には日本財団より、わが国にも子どもコミッショナー（仮称）の設置を求める提言が出されている。「調査に基づく勧告権を持ち、勧告を受けた主体はその対応について報告義務を負うとともに、政策に関する提言事項等は子どもコミッショナー自身が国会に直接報告できるものとする」など、子どもの立場に立った政策立案に向け、より踏み込んだ活動を求めている。

(注101) Children's Commissioner, Gaming the system, October 2019

(注102) Children's Commissioner, Access denied: How end-to-end encryption threatens children's safety online, December 2020

(注103) Children's Commissioner, Childhood vulnerability in England 2019

(注104) <https://www.occ.org.nz/our-work/monitoring/covid-19-monitoring/>

(注105) わが国でも2018年に公布された成育基本法の15条2において、「国及び地方公共団体は、成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報に関し、その収集、管理、活用等に関する体制の整備、データベースの整備その他の必要な施策を講ずるものとする。」と定められ、2020年度には2年後のCDRの制度化に向け、子どもの死因究明（Child Death Review）体制整備モデル事業がようやくスタートしたところである。

(注106) Helping keep your child safe in sport: Child protection leaflet for parents（イギリス）、Parents' Guide to Selecting and Monitoring Child Care in BC（カナダ・ブリティッシュコロンビア州）など。

5. おわりに

情報やコミュニケーションは数値化できず見えにくいだが、以上見てきたように、情報やコミュニケーションの在り方を見直すことで、子どもや親のウェルビーイングの改善が期待される。海外の取り組みと比較すると、わが国では子どもも親も孤立しており、情報やコミュニケーションの不足で問題が深刻化しているケースが少なくない。そのことは、当事者にとって望ましくないだけでなく、事後的なケアにより多くのコストがかかっているという問題もある。情報・コミュニケーション不足のために、子どもや親が不安やリスクにさらされている状況では、出生率の回復も期待しにくい。デジタル化やICT活用はもちろん重要であるが、その前に、子ども・子育て支援における情報・コミュニケーションの在り方を改めて見直し、子どもや親の孤立を防ぐため、制度によって意図的にコミュニティをつくり出す取り組みも求められている。

アメリカの大統領に就任したバイデン氏は自伝のなかで、「重荷があるからといって、誰も肩身の狭い思いをすべきではないし、誰も1人で重荷を背負うべきではない」と語っている（注107）。わが国においても、子どもや親が、問題を抱えたときに肩身の狭い思いをして、一人で背負うことのないような社会を目指すべきではないだろうか。

(注107) NHK NEWS WEB 2021年1月20日「「きつ音」の大統領誕生へ アメリカ社会に希望見いだす人たち」。

(2021. 2. 10)

参考文献

・池本美香 [2014]. 『親が参画する保育をつくる—国際比較調査をふまえて』 勁草書房

-
- ・池本美香 [2017]. 「ニュージーランドの保育におけるICTの活用とわが国への示唆」 日本総合研究所「JRIレビュー」 Vol.6, No.45
 - ・池本美香 [2019]. 「諸外国で進む学校の第三者評価機関の設置とそこから得られる示唆—子どもの権利実現に向けた学校参加・学校選択・学校支援」
 - ・池本美香 [2020a]. 「保育士の採用システムの現状と課題—保育の質向上に向けた効果的・効率的な採用の在り方」 日本総合研究所『JRIレビュー』
 - ・池本美香 [2020b]. 「コロナ禍で明らかになった子ども・子育て支援の課題—ニュージーランドとの比較をふまえて」 日本総合研究所『リサーチ・フォーカス』 No.2020-016
 - ・大谷美紀子 [2020]. 「世界と日本における子どもの権利をめぐる動き」 日本総合研究所『JRIレビュー』 Vol.7, No.79
 - ・澁谷智子 [2020]. 「ヤングケアラーの調査と支援」 ぎょうせい『月刊ガバナンス』 11月号
 - ・慎泰俊 [2017]. 『ルポ児童相談所—一時保護所から考える子ども支援』 筑摩書房（ちくま新書）
 - ・佐藤明彦 [2020]. 『教育委員会が本気出したらスゴかった。コロナ禍に2週間でオンライン授業を実現した熊本市の奇跡』 時事通信社
 - ・原田正文 [2008]. 『完璧志向が子どもをつぶす』 筑摩書房（ちくま新書）
 - ・春木育美 [2020]. 『韓国社会の現在—超少子化、貧困・孤立化、デジタル化』 中央公論新社（中公新書）
 - ・福丸由佳 [2007]. 「子どもの虐待への心理教育的アプローチ」 日本家族心理学会編『家族支援の心理教育—その考え方と方法』（家族心理学年報25） 金子書房
 - ・山脇由貴子 [2016]. 『告発 児童相談所が子供を殺す』 文芸春秋（文春新書）
 - ・吉田右子 [2018]. 『オランダの公共図書館の挑戦：サービスを有料にするのはなぜか？』 新評論
 - ・吉田右子・小泉公乃・坂田ヘントネン亜希 [2019]. 『フィンランドの公共図書館：躍進の秘密』 新評論
 - ・渡辺久子・タミネン、トゥーラ・高橋睦子 [2009]. 『子どもと家族にやさしい社会フィンランド』 明石書店